

鳥取県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------------------|---------------|------------|
| 医療法人社団三樹会 三宅医院 | 鳥取市大杵390-24 | 平成23年5月31日 |
| ながい麻酔科クリニック | 米子市西福原五丁目6-30 | 平成23年6月30日 |
| 医療法人社団三樹会 吉野・三宅 ステーションクリニック | 鳥取市東品治町111-1 | 平成23年7月17日 |